

2 介護給付費算定に係る届出の留意事項

- (1) 体制等（加算）に関する届出の提出の期限（平成30年4月から算定する場合）
平成30年4月2日（月）（必着）

※参考：通常の届出に係る取扱い

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問通所サービス ・（介護予防）福祉用具貸与 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から
<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）短期入所サービス ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・夜間対応型訪問介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から
<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から

- (2) 既存の加算に関する届出留意事項

	サービス種類	変更点	取扱い
1	短期入所生活介護	夜勤職員配置加算（Ⅰ） 夜勤職員配置加算（Ⅱ） ↓ 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 夜勤職員配置加算（Ⅲ） 夜勤職員配置加算（Ⅳ）	<ul style="list-style-type: none"> ・「加算（Ⅲ）」・「加算（Ⅳ）」に該当する場合は、<u>新たな加算の届出が必要。</u> ・「加算（Ⅰ）」・「加算（Ⅱ）」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出が必要。
2	短期入所療養介護	施設等の区分1と2の人員配置区分 従来型 ↓ 基本型	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の届出内容が「従来型」で、新たな届出がない場合は、「基本型」とみなす。
		施設等の区分に次を新設	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護老人保健施設（Ⅳ）」「ユニット型介

		<p>介護老人保健施設（Ⅳ） ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）</p> <p>施設等の区分 5・6・7・8 療養体制維持特別加算 ↓ 療養体制維持特別加算（Ⅰ） 療養体制維持特別加算（Ⅱ）</p> <p>在宅復帰・在宅療養支援機能加算 あり ↓ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）</p>	<p>「<u>介護老人保健施設（Ⅳ）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要。</u></p> <p>・<u>人員配置区分欄の現在の届出内容が「療養型」の場合は、「療養体制維持特別加算（Ⅰ）」の新たな届出が必要。</u></p> <p>・<u>人員配置区分欄の現在の届出内容が「療養強化型」の場合は、「療養体制維持特別加算（Ⅱ）」の新たな届出が必要。</u></p> <p>・<u>「加算Ⅱ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要。</u></p> <p>・<u>「加算Ⅰ」については、要件が見直されたことを踏まえ、新しい要件に即した届出が必要。</u></p>
3	<p>介護老人福祉施設（地域密着型を含む）</p>	<p>夜勤職員配置加算（Ⅰ） 夜勤職員配置加算（Ⅱ） ↓ 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 夜勤職員配置加算（Ⅲ） 夜勤職員配置加算（Ⅳ）</p> <p>障害者生活支援体制加算 ↓ 障害者生活支援体制加算（Ⅰ） 障害者生活支援体制加算（Ⅱ）</p> <p>看取り介護体制加算 あり ↓ 看取り介護体制加算（Ⅰ） 看取り介護体制加算（Ⅱ）</p>	<p>・<u>「加算（Ⅲ）」・「加算（Ⅳ）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。</u></p> <p>・<u>「加算（Ⅰ）」・「加算（Ⅱ）」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出が必要。</u></p> <p>・<u>「加算（Ⅱ）」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要。</u></p> <p>・<u>現在の届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合は「加算（Ⅰ）」とみなす。</u></p> <p>・<u>「加算（Ⅱ）」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要。</u></p> <p>・<u>現在の届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合は「加算（Ⅰ）」とみなす。</u></p>
4	<p>介護老人保健施設</p>	<p>施設等の区分 1 と 2 の人員配置区分 従来型 ↓ 基本型</p>	<p>・<u>現在の届出内容が「従来型」で、新たな届出がない場合は、「基本型」とみなす。</u></p>

		施設等の区分に次を新設 介護老人保健施設（Ⅳ） ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）	・「 <u>介護老人保健施設（Ⅳ）</u> 」「 <u>ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）</u> 」に該当する場合は、 <u>新たな施設等の区分の届出が必要。</u>
		施設等の区分 5・6・7・8 療養体制維持特別加算 ↓ 療養体制維持特別加算（Ⅰ） 療養体制維持特別加算（Ⅱ）	・ <u>人員配置区分欄の現在の届出内容が「療養型」の場合は、「療養体制維持特別加算（Ⅰ）」の新たな届出が必要。</u> ・ <u>人員配置区分欄の現在の届出内容が「療養強化型」の場合は、「療養体制維持特別加算（Ⅱ）」の新たな届出が必要。</u>
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算 あり ↓ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	・ <u>「加算Ⅱ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要。</u> ・「加算Ⅰ」については、要件が見直されたことを踏まえ、新しい要件に即した届出が必要。
5	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算 対応可 ↓ 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療連携体制加算（Ⅲ）	・ <u>「加算（Ⅱ）」「加算（Ⅲ）」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要。</u> ・現在の届出内容が「対応可」で、新たな届出がない場合は「加算（Ⅰ）」とみなす。
6	看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護体制強化加算 あり ↓ 看護体制強化加算（Ⅰ） 看護体制強化加算（Ⅱ）	・ <u>「看護体制強化加算（Ⅰ）」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要。</u> ・現在の届出内容が「訪問看護体制強化加算あり」で、新たな届出がない場合は「看護体制強化加算（Ⅱ）」とみなす。

(3) 新たに創設された加算に関する届出留意事項

- ・新たな加算の届出がない場合は、「なし」・「対応不可」とします。

※新たに創設された加算には、算定開始前の届出が必要なものと不要なものがあります。基準中に「都道府県知事に届け出た」事業所とある場合は、届出が必要となります。

国から正式に通知があり次第、体制等状況一覧表をHPに掲載しますので、届出が必要な加算を再度ご確認ください。

(4) 加算届出の掲載場所

居宅サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス

長崎市HP > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 介護報酬給付費算定に係る体制等届出について

地域密着型サービス

長崎市HP > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 加算の体制等届出について